

議第1号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年5月17日提出

横浜市会議員

嶋 村 勝 夫	梶 村 充	酒 井 誠
瀬之間 康 浩	古 川 直 季	松 本 研
市 野 太 郎	小 稲 康 弘	中 尾 智 一
加 納 重 雄	斎 藤 伸 一	斎 藤 真 二
伊 藤 大 貴	大 桑 正 貴	串 田 久 子
荒 木 由美子		

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「12人」を「11人」に改め、同条第6号を削り、同条第5号中「12人」を「11人」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「12人」を「11人」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「12人」を「11人」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 経済・港湾委員会 11人

経済局及び港湾局の所管に属する事項

第2条第7号及び第8号中「11人」を「10人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

常任委員会の委員の定数を変更する等のため、横浜市会委員会条例の一部を改正する必要があるので提案する。